

岐阜県公報

第 三 千 八 号

平成三十年十二月二十一日

(金曜日)

目次

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 八〇二^{ページ}

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定
指定医療機関の廃止の届出
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

(地域福祉課) 八〇二

(同) 八〇三

(同) 八〇三

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 八〇三

指定介護機関の廃止の届出

(同) 八〇四

医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定

(同) 八〇六

道路の区域変更

(道路維持課) 八〇六

道路の供用開始

(同) 八〇七

教育委員会告示

岐阜県重要文化財の指定

(文化伝承課) 八〇七

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 八〇七

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 八〇八

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成三十年十二月二十一日

公 示

結婚支援関連システム構築・保守等委託業務に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

(子育て支援課) 八〇八

公共測量の実施

(用地課) 八〇九

公共測量の終了

(同) 八〇九

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 八一〇

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 八一〇

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十六号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三岐阜県事務所長の部五十五の項第一号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第二号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第三号中「第六条第一項第一号から第三号までに掲げる生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業及び生活困窮者家計相談支援事業」を「第七条第一項の生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業、同条第二項第一号に掲げる生活困窮者一時生活支援事業」に、「第十条第一項の」を「第十六条第一項に規定する」に改め、同項第六号を同項第十号とし、同項第五号中「第十五条第一項」を「第二十一条第一項」に、「生活困窮者住居確保給付金に関する」を「生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者等に対し、」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 7 法第二十二條第一項の規定により、生活困窮者等の資産又は収入の状況について、官公署等に対し、文書の閲覧又は資料の提供等を求めること。
 - 8 法第二十二條第二項の規定により、生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者等に、当該生活困窮者が居住する住宅の状況について報告を求めること。
 - 9 法第二十三條の規定により、要保護者となるおそれが高い者に対し、法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずること。
- 別表第三岐阜県事務所長の部五十五の項第四号中「第十二条」を「第十八条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
- 4 法第九条第一項の規定により支援会議を組織すること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部十八の項第一号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第二号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第三号中「第六条第一項第一号から第三号までに掲げる生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業及び生活困窮者家計相談支援事業」を「第七条第一項の生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業、同条第二項第一号に掲げる生活困窮者一時生活支援事業」に、「第十条第一項の」を「第十六条第一項に規定する」に改め、同項第六号を同項第十号とし、同項第五号中「第十五条第一項」を「第二十一条第一項」に、「生活困窮者住居確保給付金に関する」を「生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者等に対し、」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 7 法第二十二條第一項の規定により、生活困窮者等の資産又は収入の状況について、官公署等に対し、文書の閲覧又は資料の提供等を求めること。
 - 8 法第二十二條第二項の規定により、生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者等に、当該生活困窮者が居住する住宅の状況について報告を求めること。
 - 9 法第二十三條の規定により、要保護者となるおそれが高い者に対し、法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずること。
- 別表第三岐阜地域福祉事務所長の部十八の項第四号中「第十二条」を「第十八条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
- 4 法第九条第一項の規定により支援会議を組織すること。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活

保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
おおい調剤薬局	大垣市東前一 五八二	平成三〇・一〇・一
やまだ内科クリニック	中津川市中津川字上白金一 一五〇	平成三〇・一一・一
ムスカリ薬局	大垣市墨俣町上宿字高島八七六	同
V・drug 中津川東薬局	中津川市中津川字上金一 一五三	同

岐阜県告示第六百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定期間
社会福祉法人中津川市社会福祉協議会	中津川市かやの木町二五 中津川市健康福祉会館内	ふくおか訪問看護ステーション	中津川市福岡七一	平成三〇・一一・一

岐阜県告示第六百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	廃止年月日
可知 医院	中津川市太田町一 三一	平成三〇・一〇・一四
トイカイ薬局 東店	中津川市太田町一 四 三五	平成三〇・一〇・三一

岐阜県告示第六百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

指 定 年 月 日

株式会社 ユタカファーマ

大垣市林町一〇 一三
三九 一

居宅療養
管理指導

ユタカ調剤薬局 禾森

大垣市禾森町四 二三

平成三〇・一二・一

株式会社 ユタカファーマ

大垣市林町一〇 一三
三九 一

介護予防
居宅療養
管理指導

ユタカ調剤薬局 禾森

大垣市禾森町四 二三

同

株式会社 ユタカファーマ

大垣市林町一〇 一三
三九 一

居宅療養
管理指導

ユタカ薬局 大垣旭町

大垣市旭町二 二

同

株式会社 ユタカファーマ

大垣市林町一〇 一三
三九 一

介護予防
居宅療養
管理指導

ユタカ薬局 大垣旭町

大垣市旭町二 二

同

株式会社 パートナー

多治見市太平町三 一
五

訪問介護

訪問介護ステーションまご
ころ

多治見市太平町三 一
五

同

岐阜県告示第六百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

国残留留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
平成三十年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

変 更 年 月 日

新 株式会社羽島企画
旧 有限会社羽島企画

新 羽島市小熊町島二
一〇二 一
旧 羽島市竹鼻町狐六
二九六九 一

居宅介護
支援

新 ケアマナステーション
ママーズ
旧 有限会社羽島企画ト
タルケアMama's

新 羽島市小熊町島二
一〇二メディカル
F
旧 羽島市竹鼻町狐六
二九六九 一

平成三三・八・一

有限会社リファンク	三 多治見市小泉町三	二	通所介護	新 爽ケア健康スタジオ3 ・7	旧 爽ケアセンター宝町	新 多治見市音羽町一 一三	旧 多治見市宝町二 四一	平成三〇・五・一
有限会社リファンク	三 多治見市小泉町三	二	介護予防 通所介護	新 爽ケア健康スタジオ3 ・7	旧 爽ケアセンター宝町	新 多治見市音羽町一 一三	旧 多治見市宝町二 四一	同
有限会社リファンク	三 多治見市小泉町三	二	地域密着 型通所介護	新 爽ケア健康スタジオ3 ・7	旧 爽ケアセンター宝町	新 多治見市音羽町一 一三	旧 多治見市宝町二 四一	同
有限会社リファンク	三 多治見市小泉町三	二	通所型サ ービス(独 自)	新 爽ケア健康スタジオ3 ・7	旧 爽ケアセンター宝町	新 多治見市音羽町一 一三	旧 多治見市宝町二 四一	同
めぐみの農業協同組合	関市若草通一	一	福祉用具 貸与	JAめぐみの介護サービス 可児営業所	新 可児市川合二三 八四	旧 可児市広見五 三〇	平成二七・二二・一	
めぐみの農業協同組合	関市若草通一	一	特定福祉 用具販売	JAめぐみの介護サービス 可児営業所	新 可児市川合二三 八四	旧 可児市広見五 三〇	同	
めぐみの農業協同組合	関市若草通一	一	介護予防 特定福祉 用具販売	JAめぐみの介護サービス 可児営業所	新 可児市川合二三 八四	旧 可児市広見五 三〇	同	

岐阜県告示第六百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

株式会社トーカイ薬局

愛知県春日井市中央台七九二

居宅療養管理指導

トーカイ薬局 中津川東店

中津川市太田町一四五

平成三〇・一〇・三一

岐阜県告示第六百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

氏名 施設所等の名称 施設所の所在地又は施設者の住所 年月日
市原 武範 いちはら整骨院 関市武芸川町八幡一四三一 三 平成三〇・一七

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	四百七十一号	飛騨市神岡町麻生野字松ケ瀬一六七番地先から同市同町同字中野田三八六番一地先まで	前 二・四〇 後 二・四〇 三・四八	二・四〇 二・四〇 三・四八	一九六・六 一九六・六	

岐阜県告示第六百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	萩原線	下呂市萩原町山之口字カレイ谷一八〇六番二地先 地内	前 後	一六・〇 一五・〇	一七・〇 一七・〇	

岐阜県告示第六百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備 考
					決定又は公告の日（変更の月日）

一般国道	百五十六号	大野郡白川村大字福島字瀬戸平五九番一地先地内	100.0	平成30.12.21	平成30.12.21
------	-------	------------------------	-------	------------	------------

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第三号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第七条の六第一項の規定による岐阜県重要有形民俗文化財の指定を次のように行うので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月二十一日

岐阜県教育委員会
教育長 安 福 正 寿

岐阜県重要有形民俗文化財

指定番号	種目	名称	員数	内 容	所在地	所有者	住 所
四八	有民重	衣裳美濃の地歌舞伎衣装	九点	四天 三点 打掛 四点 小忌衣 一点 燵板帯 一点	瑞浪市明世町戸狩三三一	美濃歌舞伎保存会	瑞浪市日吉町八〇四番地二五

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三地域福祉課の表六の項部長専決事項の欄第一号中「第十条第二項」を「第十条第一項」に改め、同欄第二号中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に改める。
別表第三都市政策課の表九の項部長専決事項の欄第一号を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「部長専決事項を除く」を削る。

附則

この訓令は、平成三十年十二月二十一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十八号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二県事務所の表五十七の二の項中「平成二五年法律第一〇五号」の下に、「以下この項において「法」という。」を、「平成二七年厚生労働省令第一六号」の下に、「以下この項において「施行規則」という。」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同欄第二号中「第六条第一項第一号から第三号までに掲げる生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業及び生

活困窮者家計相談支援事業」を「第七条第一項の生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業、同条第二項第一号に掲げる生活困窮者一時生活支援事業」に、「第十条第一項の」を「第十六条第一項に規定する」に改め、同欄第三号中「第十二条の規定により」を「第十八条第一項の規定による」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号の次に次の一号を加える。

3 法第九条第一項の規定による支援会議の組織

別表第二岐阜地域福祉事務所の表二十の項中「生活困窮者自立支援法」の下に、「以下この項において「法」という。」「を、「生活困窮者自立支援法施行規則」の下に、「以下この項において「施行規則」という。」「を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同欄第二号中「第六条第一項第一号から第三号までに掲げる生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業及び生活困窮者家計相談支援事業」を「第七条第一項の生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業、同条第二項第一号に掲げる生活困窮者一時生活支援事業」に、「第十条第一項の」を「第十六条第一項に規定する」に改め、同欄第三号中「第十二条の規定により」を「第十八条第一項の規定による」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号の次に次の一号を加える。

3 法第九条第一項の規定による支援会議の組織

附則

この訓令は、平成三十年十二月二十一日から施行する。

公 示

結婚支援関連システム構築・保守等委託業務に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

結婚支援関連システム構築・保守等委託業務に関する仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成三十年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達役務の名称及び数量
結婚支援関連システム構築・保守等委託業務 一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成31年1月18日(金)午後5時(郵送の場合は、必着のこと。)

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号
岐阜県健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課 少
子化対策係
電話 058 272 1111 (内線2437)

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成30年12月21日(金)から平成31年1月15日(火)まで毎日(県の
機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局

2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:
Entrustment of Services for the Construction, Maintenance, etc. for the

Marriage Support Related System: One set

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:
Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 21 December 2018 through

15 January 2019 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the
materials for comment: 5:00 p.m., 18 January 2019
(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00

p.m., 18 January 2019.)

(4) For further information, please contact:
Child Rearing Support Division , Children and Women ' s Affairs

Bureau, Gifu Prefectural Government
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570
Tel: 058-272-1111 Ext. 2437

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十
四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量(水準測量)

三 作業期間

平成三十年十二月十七日から
平成三十一年一月三十一日まで

四 作業地域

高山市

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたの
で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量(数値図化、数値編集)

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日 岐阜県指令岐西建築第一四号の一八 平成二九・一一・一七</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称 羽島市上中町中宇前沼一四三番一、一四四番一、一四五番一、一四六番一、一四七番一、一四八番一、一四九番一及び一五〇番一</p>	<p>公共施設の種類 道路</p>	<p>公共施設の位置及び区域 開発登録簿による</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名 愛知県北名古屋九之坪鴨田五六 サンフレッシュ株式会社 代表取締役 高松 哲也</p>
<p>三 作業期間 平成三十年四月二十七日から 同 年十一月三十日まで</p> <p>四 作業地域 山県市</p> <p>国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。 平成三十年十二月二十一日 岐阜県知事 古田 肇</p>				
<p>一 調査を行った者の名称 中津川市</p> <p>二 調査を行った地域 岐阜県中津川市大字坂下の一部(赤田)</p> <p>三 調査を行った期間 平成二十六年年度から平成二十九年度まで</p> <p>四 地図及び簿冊の名称 岐阜県中津川市(大字坂下の一部)の地籍図 岐阜県中津川市(大字坂下の一部)の地籍簿</p> <p>五 認証年月日 平成三十年十二月二十一日</p> <p>開発行為の工事が完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。 平成三十年十二月二十一日 岐阜県知事 古田 肇</p> <p>一 調査を行った者の名称 中津川市</p> <p>二 調査を行った地域 岐阜県中津川市大字坂下の一部(赤田)</p> <p>三 調査を行った期間 平成二十六年年度から平成二十九年度まで</p> <p>四 地図及び簿冊の名称 岐阜県中津川市(大字坂下の一部)の地籍図 岐阜県中津川市(大字坂下の一部)の地籍簿</p> <p>五 認証年月日 平成三十年十二月二十一日</p> <p>国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。 平成三十年十二月二十一日 岐阜県知事 古田 肇</p>				

<p>同中建築第六三号の五 平成三〇・二・二三</p>	<p>美濃市大字長瀬字大正七四九番五、七 五四番一、八〇三番二〇及び法定外公 共物（道路・水路）</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>岐阜県美濃市曾代六六番地 株式会社東海化成 代表取締役社長 景 山 昌 治</p>
<p>同中建築第六〇号の七 平成二九・五・一九</p>	<p>加茂郡八百津町伊岐津志字上寺田一四 八四番及び一四八五番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>岐阜県加茂郡八百津町八百津三九〇三番地二 八百津町長 金子 政 則</p>
<p>同東建築第七九号の三 平成二九・三・三〇 同東建築第八八号 同二九・七・一二 同東建築第八八号の 三 同二九・一〇・四 同東建築第九八号 同三〇・一一・一五</p>	<p>〔第一工区〕土岐市土岐津町土岐口字中 山一三七二番一の一部、一三七二番一 二の一部、一三七二番一三の一部、一 三七二番八六の一部、一三七二番一 七、一三七二番一八、一三七二番一 五八の一部、一三七二番一八四の一部 及び一三七八番の一部</p>	<p>道路 緑地 その他（調 整池）</p>	<p>同</p>	<p>岐阜県土岐市土岐津町土岐口二〇一 土岐市土岐口財産区 管理者 土岐市長 加 藤 靖 也</p>

平成三十年十二月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社